

鈴鹿青少年の森にネーミングライツによる愛称を導入します

県営都市公園「鈴鹿青少年の森」において、ダイセーホールディングス株式会社（東京都）をネーミングライツ・パートナーに決定し、『ダイセーフォレストパーク』を愛称とする基本合意書を締結し、令和5年2月から開始します。

1 対象施設

鈴鹿青少年の森（鈴鹿市住吉町南谷口）

2 ネーミングライツ・パートナー

ダイセーホールディングス株式会社 代表取締役社長 栗田秀男
（所在地 東京都千代田区平河町一丁目7番10号）

3 愛称

ダイセーフォレストパーク

4 契約期間

令和5年2月1日から令和23年3月31日まで（名称表示は令和5年2月以降に順次実施）

5 契約金額

年額105万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 ネーミングライツ・パートナー決定までの経緯

県では令和3年度に実施した「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業」のPFI事業者の公募にあたり鈴鹿青少年の森へのネーミングライツへの協力を求めたところ、同事業の落札者となったフロンティアC&Pグループからの提案に基づき、ダイセーホールディングス株式会社から応募があったものです。審査の結果、同社をネーミングライツ・パートナーとして選定しました。

令和4年 1月11日	鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業の落札者を決定
令和4年 9月16日	ダイセーホールディングス株式会社が応募書類を提出
令和4年10月31日	事前審査会（弁護士等の外部有識者による審査）
令和4年11月15日	選定委員会（選定委員会委員による最終審査）
令和4年12月26日	基本合意書の締結

7 今後の予定

基本合意書に基づき、令和5年1月に名称表示等の詳細を定めた契約書を締結します。

（参考）鈴鹿青少年の森の概要

敷地面積	51.3ha
沿革	・昭和43年 明治100周年記念事業として県が公園整備を開始 鈴鹿都市計画公園として都市計画決定
	・昭和47年 県が都市公園として供用開始

関連リンク

- ・ [鈴鹿青少年の森について](#)
- ・ [鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業について](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 県土整備部 都市政策課 街路・公園班

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：[059-224-2706](tel:059-224-2706) ファクス番号：059-224-3270 メールアドレス：toshiki@pref.mie.lg.jp

各ページの記載記事、写真の無断転載を禁じます。 Copyright © 2015 Mie Prefecture, All rights reserved.